



おとなの時間 法律相談所

第5回

遺言の種類と書き方（自筆証書遺言編）

遺言の種類

民法第960条において、「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。」と規定されており、民法において様々な遺言方式が定められています。しかし、一般の方々が知っておくべき遺言の様式は、二つで充分でしょう。

一つは、「自筆証書遺言」、いわゆる手書きの遺言書です。もう一つは、「公正証書遺言」、公証人役場で作成するものです。今回は、この二つの遺言様式のうち、自筆証書遺言のメリット・デメリットについてお話ししたいと思います。

自筆証書遺言とは

この様式は、遺言者自身が全文と日付及び氏名を自署し、押印することが必要です。従って、代筆による作成は勿論、ワープロ等で作成された遺言書は無効となります。

遺言書は、作成の日付が非常に大切ですので、日付が無いものや「平成23年1月吉日」という特定不能な日付の記載では無効になります。

押印は実印でなくても効力に影響しませんが、偽造・変造の疑いとなるべく生じさせないためにも、できるだけ実印を押印すべきです。

それ以外の制約は特になく、用紙・筆記具の種類や縦書・横書についても遺言者の自由です。書いた遺言書を封印せずに誰でも読めるような状態で保管されていても、効力に一切影響はありません。

自筆証書の長所・短所

この遺言方式の最大のメリットとしては、誰にも知られずにいつでも手軽に作成できるという点です。前述の様式さえ満たせば、思い立ったその場で、紙とペンとハンコがあればすぐに作れます。全財産について一通の遺言書で網羅する必要はありませんので、自宅

不動産を誰に遺すかという限定的な内容の遺言書を作ってもいいのです。

その反面、自筆証書遺言のデメリットは、いくつかあります。

一つは、形式不備や内容が不明確になりがちで、後日、相続人間でその有効性についてトラブルがおきる可能性があることです。二つ目は、遺言書原本の保管場所も悩みどころで、貸金庫等に入れば早期に見えなくなるでしょうが、隠し場所を工夫し過ぎると結局発見されない危険性があります。三つ目は、偽造、変造、廃棄、隠匿がしやすいという点です。遺言書の第一発見者がその内容に不満を持てば、遺言書の原本を廃棄されることもあり得ます。四つ目は、相続発生後に、家庭裁判所において遺言書の「検認」という作業が必要になることです。このため、相続開始から遺言の内容が実現されるまで時間がかかるのに加え、相続人や受遺者にとって、大きな負担となる可能性もあります。

上記デメリットを踏まえると、最終的には公正証書遺言にすべきではありますが、これ



講師

宮田総合法務事務所代表
宮田 浩志 先生

1974年7月3日生まれ

東京学芸大学附属小金井中学校卒
東京学芸大学附属高等学校卒
早稲田大学法学部在学中に宅地建物取引主任者資格・行政書士資格・司法書士資格を取得し、2000年3月に吉祥寺に宮田総合法務事務所を開業する。

簡易裁判所訴訟代理権認定司法書士
(認定第301426号)

マンション管理士
住宅ローンアドバイザー
(社)成年後見センター・リーガルサポート会員

(財)武蔵野市福祉公社権利擁護事業運営監視委員
武蔵野商工会議所法律相談員

宮田総合法務事務所

【住所】 〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目18番3号
サニーシティ吉祥寺802号

【営業時間】 平日8:30～19:00

【代表者】 司法書士 宮田浩志

【設立開業】 2000年3月

【事務所構成員】 司法書士2名、法務コンサルティングスタッフ7名

【電話番号】 0422-23-7808

【WEB】 <http://www.legalservice.jp/>

は少々ハードルが高いかもしれませんが、公正証書の前段階として気軽に書き直せる自筆証書遺言を作ることをお勧めします。「遺言を書く」ということは、遺される方々にとつての最良を考え、自分の遺志を表明できる最大にして最後の良い機会となります。まずは第一歩として、手書きの遺言から始めませんか。